

平成28年度 第1回長野県税制研究会専門部会 概要

- [日 時] 平成29年2月9日(木) 午後1時30分～3時30分
[場 所] 長野県東京事務所応接室
[出席者] 青木部会長、高端委員、半谷委員、宮崎委員(全員出席)
[事務局] 総務部 税務課長
林務部 森林づくり推進課長、森林政策課企画幹ほか

[意見概要]

○ 大北森林組合等補助金不適正受給事案

- 補助金は国庫に返納するが、森林税は基金に返すのか。
- 業務棚卸等は行政改革の一環として多くの自治体でも行っていることであり、本案にどのような効果があるのか疑問だ。
- 過大な枠配分が不適正受給のきっかけだとしたら、枠配分の決定方法や全体のコントロールのあり方が二度と不正を起こさないために重要なのではないか。

○ 第2期森林税の取組状況

- 里山整備事業について、国庫補助要件が大規模化(30ha以上)したことが整備面積及び執行額の減の理由だというような説明があったが、集約化事業の執行額も著しく落ちている。集約化しやすい場所から整備を進めてきており、今は集約化が困難な場所が残っているということではないか。
- 集約困難地域が残ってしまったわけだが、今後どのくらい整備する必要があって、いくら必要なのか。
- 前回の研究会で、沼尾先生から国庫補助事業の補助裏に森林税を充てるのはおかしいという指摘があったが、私はそうは思わない。国は交付税の算定に補助事業の県負担分を入れているが、交付税を何に使うかは県の裁量に任されている。
- 国庫補助だけでは事業が円滑に進まないのだという根拠をしっかりと示してほしい。
- 基金残高について、なぜここまで増えてしまったのか。目標に達しないという問題点があれば、5年間の途中でなぜ改善して取り組まなかったのか。
- 第1期の後半では、年間6,000haの目標設定であったが、第2期からは年間3,000ha、5年間で15,000haの目標に下方修正しているにもかかわらず、目標が達成されていない。何か理由があって進まないのか、それとも必要量が過大推計であったのか。